

土壌分析

KBG-009

土壌汚染対策法や土壌環境基準、建設発生土の分析を行っています。クリタグループや提携機関との連携を図り、調査の立案から汚染確認後の対策まで、一貫した土壌調査業務を提供します。

土壌汚染対策法では、有害物質を使用・処理していた特定施設の使用を廃止した時、3,000 m²以上の土地の形質変更の時(土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めた場合)、または土壌汚染が存在し人に暴露する可能性がある場合、土壌汚染調査を実施しなければなりません。

また、土木工事や建築工事などによって発生する建設発生土は、搬出前に分析し、有害物質を含有していないことの確認が義務付けられています。

[事業案内]

○ 土壌汚染対策法

平成 15 年環境省告示 16 号、平成 15 年環境省告示 17 号、平成 15 年環境省告示 18 号、平成 15 年環境省告示 19 号

○ 土壌環境基準

平成 3 年環境省告示 46 号

○ 油汚染対策ガイドライン

○ 残土に関する条例

千葉県、茨城県、埼玉県、栃木県、神奈川県

○ 主な建設発生土受入先一覧

東京港埠頭株式会社、財団法人横浜港埠頭公社、株式会社建設資源広域利用センター、財団法人東京都新都市建設公社

[分析装置・設備の一例]

多量の土壌サンプルを迅速に分析するための自動化を進めています。また、正確で信頼性の高い分析結果を提供するために、専用室を用意し精度の管理をしています。



風乾室 500 検体/日



濾過 160 検体/日



自動分析計(水銀)150 検体/日



GC-MS 40 検体/日